

令和7年 産炭地域振興・GX推進・エネルギー調査特別委員会 開催状況

開催年月日 令和7年5月14日（水）

質問者 民主・道民連合 高橋 亨 委員

答弁者 経済部長、資源エネルギー局長、エネルギー政策担当課長、
原子力安全対策担当局長、環境安全担当課長

質問要旨	答弁要旨
一 泊原発について 原子力規制委員会の審査が4月30日に終了いたしました。これによってですね、泊3号炉の安全対策が安全基準に適合しているということの判断を規制委員会がしたわけですし、事実上の合格ということだろうと思っています。 （一）規制委と北電の見解について 一方、このときに規制委の山中委員長は「新規制基準の適合性が認められても、100%の安全を担保するものではない」という話をしておりました。一方、北電の齋藤社長も「事故が100%無いというものはこの世にないと思っている」という話をしていたようでございます。この世で最も危険な核を利用するための原発の安全性を審査する規制委員会の最高責任者、そして現実的に核物質を使って発電をするという北電の最高責任者が原発の安全性を保証していないということになるわけですが、これについて道の見解を伺います。 （再質問） ということは、道は100%の安全性は求めないということですか。 （再々質問） 運転を認めることになるとすれば安全とはかけ離れたものとなり、それも含めて規制委員会は合格を出したと断らなければならないと思いますけど、そこはどうですか。 （二）事故責任について 国は原発の安全性は規制委員会に求め、運転をしてもよいとっている。先ほどとは違う回答です。 もしものことがあった場合、規制委員会や北電が責任を回避できるということをいっているのではないですか。	（環境安全担当課長） 原発の安全性についてであります、原子力規制委員会は、適合性審査につきまして、新規制基準に基づき、原子力施設の設置や運転等の可否を判断するものであり、これを満たすことで絶対的な安全性が確保できるわけではなく、原発の安全性については、その追求に終わりはないとの考えの下、常により高い安全レベルを目指し続けていく必要があるとしており、先月の山中委員長のご発言は、このことを踏まえたものと理解しているところであります。 また、北電の齋藤社長のご発言についても、同様の趣旨であると考えているところでございます。 （環境安全担当課長） 原発の安全性についてでございますが、原子力規制委員会では新規制基準は原子力施設の設置や運転等の可否を判断するためのものであり原発の安全性につきましては、その追求に終わりはないとの考えのもと、常により高い安全レベルをめざし続けていく必要があるとしております。 （環境安全担当課長） 原発の安全性につきましては、国におきまして、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、福島第一原発事故の教訓を踏まえて策定された新規制基準に適合すると規制委が認めた原発についてのみ再稼働を進めるとしており、その際、国も前面に立ち立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むとしております。 （環境安全担当課長） 事故に対する責任についてであります、国は、エネルギー基本計画において、国の防災基本計画等に基づき策定される地域防災計画や避難計画につきまして、国と関係地方公共団体が一体となって、計画の具体化・充実化を進め、その上で、万が一事故が起きた場合には、国は関係法令に基づき、責任をもって対処することとしております。 また、原子力事業者においては、規制基準を満たすことを始め、様々なリスクを想定し、常に規制以上の安全レベルの達成を目指すことが求められていることはもとより、万一事故が発生した場合においては、原子力損害の賠償に関する法律において、事故の過失・無過失にかかわらず、当該事業者が、無制限の賠償責任を負うこととされております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
一 泊原発について 原子力規制委員会の審査が4月30日に終了いたしました。これによってですね、泊3号炉の安全対策が安全基準に適合しているということの判断を規制委員会がしたわけですし、事実上の合格ということだろうと思っています。 (一) 規制委と北電の見解について 一方、このときに規制委の山中委員長は「新規制基準の適合性が認められても、100%の安全を担保するものではない」という話をしておりました。一方、北電の齋藤社長も「事故が100%無いというものはこの世にないと思っている」という話をしていたようでございます。この世で最も危険な核を利用するための原発の安全性を審査する規制委員会の最高責任者、そして現実的に核物質を使って発電をするという北電の最高責任者が原発の安全性を保証していないということになるわけですが、これについて道の見解を伺います。 (再質問) ということは、道は100%の安全性は求めないということですか。 (再々質問) 運転を認めることになるとすれば安全とはかけ離れたものとなり、それも含めて規制委員会は合格を出したとかなければならないと思いますけど、そこはどうですか。 (二) 事故責任について 国は原発の安全性は規制委員会に求め、運転をしてもよいとっている。先ほどとは違う回答です。 もしものことがあった場合、規制委員会や北電が責任を回避できるということをいっているのではないですか。	(環境安全担当課長) 原発の安全性についてであります。原子力規制委員会では、適合性審査につきまして、新規制基準に基づき、原子力施設の設置や運転等の可否を判断するものであり、これを満たすことで絶対的な安全性が確保できるわけではなく、原発の安全性については、その追求に終わりはないとの考えの下、常により高い安全レベルを目指し続けていく必要があるとしており、先月の山中委員長のご発言は、このことを踏まえたものと理解しているところです。 また、北電の齋藤社長のご発言についても、同様の趣旨であると考えているところでございます。 (環境安全担当課長) 原発の安全性についてでございますが、原子力規制委員会では新規制基準は原子力施設の設置や運転等の可否を判断するためのものであり原発の安全性につきましては、その追求に終わりはないとの考えのもと、常により高い安全レベルをめざし続けていく必要があるとしております。 (環境安全担当課長) 原発の安全性につきましては、国におきまして、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、福島第一原発事故の教訓を踏まえて策定された新規制基準に適合すると規制委が認めた原発についてのみ再稼働を進めるとしており、その際、国も前面に立ち立地自治体等関係者の理解と協力を得よう取り組むとしております。 (環境安全担当課長) 事故に対する責任についてでございますが、国は、エネルギー基本計画において、国の防災基本計画等に基づき策定される地域防災計画や避難計画につきまして、国と関係地方公共団体が一体となって、計画の具体化・充実化を進め、その上で、万が一事故が起きた場合には、国は関係法令に基づき、責任をもって対処することとしております。 また、原子力事業者においては、規制基準を満たすことを始め、様々なリスクを想定し、常に規制以上の安全レベルの達成を目指すことが求められていることはもとより、万一事故が発生した場合においては、原子力損害の賠償に関する法律において、事故の過失・無過失にかかわらず、当該事業者が、無制限の賠償責任を負うこととされています。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（再質問） 東日本大震災の時の福島第一原発の事故の時の責任はすべて国が負っているのですか。事故時に様々な検証を行いました、責任の所在ははっきりしていない。国でもなければ東京電力でもないという状況であります。責任は国が認めたらいいのですね。東電の3人の会長以下、これは最高裁まで行き無罪となり責任はないとなりました。賠償の話をされましたが、賠償は全て国が行っているとのことでしょうか。そうではないですね。復興税を全国民取られており国が行っているわけではないかと思います。福島第一原発の責任は誰が取られたのですか。 （再々質問） 当事業者、東電がすべての賠償責任を負ってやっていますか。やっていないですね。先ほども言いましたけど。事故が発生したら無制限の賠償を行うと言っていますけど、例えば泊で事故が起きたらその影響は計り知れないかと思います。北海道の産業は一次産業、観光産業が大きなウエイトを占める一次産業は壊滅的ですね。これをすべて賠償できるのですか。農業・水産・酪農全部大丈夫ですか。さらに事故が発生すれば、北海道の観光地としてのブランドは地の底に落ちていくわけですね。後志にはニセコ町、倶知安町という海外から富裕層の方が来ている地域でもあります。北海道全体はクリーンなところということは多くの観光客の方がそれを求めてやってくるわけです。泊の事故であっても稚内や北見や釧路でも影響がくるわけでごさいます。北海道のこれだけの広さを多くの国民は知らないわけです。無限賠償といいますが、道が国に対して求めていくのですか。一次産業の全ての賠償をしていくのでしょうか。 （三）ヒューマンエラーについて 柏崎刈羽原発ですけれども、新潟中越地震で想定外のトラブルがありました。火災や敷地内の陥没がありました。それ以後、大きなトラブルが4回発生し、今も緊急時の衛星通信障害が4度もおきており解決はしておりません。規制委の追加審査を受けておりまして、新潟県知事もこれまで原発の再稼働は認めておりません。ヒューマンエラーについてどのようにお考えでしょうか。	（環境安全担当課長） 原子力事業者におきましては、規制基準を満たすことをはじめ様々なリスクを想定し、常に規制以上の安全レベルの達成を目指すことが求められていることはもとより、万が一事故が発生した場合におきましては、原子力損害の賠償に関する法律におきまして、事故の過失・無過失にかかわらず当該事業者が、無制限の賠償責任を負うこととされております。 （環境安全担当課長） 原子力損害の賠償についてであります、万が一災害が発生した場合には、被害者保護の観点から北電を含め事業者と国により必要な措置が図られることとされております。 （環境安全担当課長） ヒューマンエラーについてであります、新規制基準では、ヒューマンエラーによる事故が発生しないよう、例えば、操作スイッチの見間違いを防止する設計とすることや事故が発生しても一定程度は自動的に対応できることなどを求めているところでございます。 北海道電力においては、ヒューマンエラーの防止に向け、平時から実践的な訓練を継続して実施するとともに、事故の状況に応じた安全対策設備を有効に使用するための手順書を整備しており、訓練を通じて発見された課題を手順書の改善に反映するなど事故対応能力の一層の向上に努めるほか、制御棒などでは誤操作によるトラブルを防止する設計を採用するなど設備面での対策も行っているものと承知しておりますが、道としては、様々なリスクを想定し、保安体制の充実に向け、不断に取り組んでいただくことが重要と考えております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
ヒューマンエラーは起こるものです。福島第一原発のときもその場対応なのですよ。それは訓練ではないのですよ。訓練以外のことが出てくるのですよ。さらにそこにプラスしてヒューマンエラーも起きてくる。そしてコンピューターだって間違いを起こすのですよ。今お答えいただきましたけれども、様々なことを想定してといっても、想定以外のことが必ず起きてくるということになる訳で、そのことは必ずしも保険にはならないと思っております。 （四）能登半島における規制委見解について 昨年1月の能登半島地震では、半島沿岸の海底活断層が従来の想定を超えて広範囲に運動してしまいました。休炉中でありましたけれども、志賀原発では敷地中央部の道路が沈下、護岸との間に35mの段差が発生、使用済み核燃料プール冷却浄化系のポンプが停止、起動変圧器から3,600リットルの絶縁油が漏れ、あわせて17箇所のトラブルが発生をいたしました。 この志賀原発についてはですね、23年3月に規制委は活断層がないという審査内容を発表しました。能登半島の活断層は100km以上あって、海底活断層は150kmのズレが生じたということが分かったわけであります。 泊原発でも地質学の専門家が積丹半島における活断層を指摘しております。能登半島の検証も含めて、規制委の見解についての認識をお聞きいたします。 規制委もですね、エラーを起こすのですよ、結果的には。そういうことなのです。ですから、規制委の審査合格がすべてではないということなのですよね。そのところをやっぱり道の方もきちっと捉まえておかなければいけないのではないかなというふうに思うわけでございます。	（環境安全担当課長） 規制委における能登半島地震の調査状況についてでございますが、原子力規制委員会は、能登半島地震に関する知見の収集と内容の検討について、地震調査研究推進本部など関係機関で進められている調査研究により得られた知見の収集や、規制委員会委員と原子力規制庁の研究部門職員による現地調査等を行っており、現時点で、規制基準に反映すべき新たな知見は得られていないものの、引き続き収集・検討し、規制に取り入れる必要性について判断していくものと承知しております。 なお、志賀原発に係る規制委員会の審査状況について、敷地の地質構造は、概ね審査済みとなっておりますが、敷地周辺の地質構造等は、現在、審査が継続中と承知しております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（五）審査に避難計画が含まれていないことについて 原発運転と避難計画、これは欠くことのできない相関関係にあるというふうに思っております。因果関係と言ってもいいのかもしれませんが、いずれにしてもですね、深い関係であることは論を待たないということであり、規制委の新規制基準には避難計画が含まれておりません。このことについての見解と、自治体がこの避難計画に責任を負うことになるのかお聞きします。	（原子力安全対策担当局長） 避難計画についてであります、原子力規制委員会における適合性審査では、原子力施設の設置について、国際原子力機関、いわゆる IAEA が求める原子力施設の安全確保のための「5つの防護レベル」のうち、安全設計など原子力発電所内における第1から第4までの防護レベルに関する事項を新規制基準において規定し、審査しているところでございます。 また、避難計画につきましては、規制委の審査対象ではありませんが、IAEA が求める第5の防護レベルに関する事項にあたり、規制委が技術的事項等を定めた原子力災害対策指針において、国、地方公共団体、原子力事業者等が行う防護措置を規定し、求める防護レベルを担保しているものと認識してございます。 なお、道とUPZ内13町村では、防災計画や避難計画を定め、国においては、これらの計画を一体化した「泊地域の緊急時対応」を取りまとめ、原子力防災会議で了承しているところであり、万が一事故が起きた場合には、国は関係法令に基づき、責任をもって対処することとしております。 道といたしましても、原子力災害時において、計画等に基づいた、住民の皆様への防護措置が確実に実行できるよう、関係自治体や防災関係機関との緊密な連携のもと、実践的な防災訓練や、防災知識の普及啓発を継続的に実施するなど、防災対策の一層の充実を図りながら、道民の皆様の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（再質問） 柏崎刈羽の所在地であります新潟県の知事はですね、原発再稼働の可否を決める新規制基準の枠外に置かれている避難計画について、この欠陥を指摘したわけですね。つまり再稼働と避難計画に法的関係が不明確であると、道の見解を伺います。 じゃあ、それはもう IAEA の基準をクリアしているから担保されているということですね、今の答弁でいけば。北海道の原子力避難計画ですけれども、事故が起きた場合はバスで避難することになっているのですね。バス大丈夫かと、この間も聞いていますけれども、バス協会と協定を結んでいますから大丈夫ですと言っていますよね。バス協会の6つのバス会社のうち3つはですね、難しいと言ってるんですね。それはそうだと思いますよ。バスの運転手の方が、今、放射能を噴き出している所の近くまで行ってくれと、いくら防護服を着てもですね、それはちょっと行けませんとお断りするだろうというふうに思っていますけれども。そういうような状況であってですね、必ずしも避難基準がクリアされてるからといって、担保されてるのではなくて、それにそった様々なですね、作業といいますか、それは全部都道府県ないし市町村がやらなければならないということなんですよ。そうするとその関係、じゃあバスが用意できない。じゃあこの責任誰が取るんだ、いやいや現地でなんとかしてくれってことでしょ。法的に自治体との関係でいけば、何らそのことを担保するものはないわけですよ。ですから、何で原発事故があったのに市町村や都道府県がその責任を負わなきゃならないのということですよ。そこがやっぱりちょっと違うんじゃないかなと。新潟県の泉田知事もそのことをやっぱり言っているわけですよ。それはまだ解決をしてないということでございます。 （六）核燃料の搬入について 北電は核燃料の搬入について、原発敷地から離れた場所に新しい港をつくって、陸上搬送を行う計画となっているわけです。規制委は原発運転に係る安全を審査する任務のはずですけれども、核燃料の搬入はまさしく規制委の審査事項だと私は思います。しかし規制委は関知しないと言っている。この陸上搬送の安全は誰が担保するのですか。	（原子力安全対策担当局長） 避難計画についてでございますが、規制委におきましては、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法を始めとする関係法令等に基づき、国、地方公共団体、原子力事業者等が実効的な避難計画等の策定や訓練を通じた検証等を行っており、こうしたことから第5の防護レベルにおいて求められる措置は担保されており、IAEA の安全基準に抵触するものではないとの見解を示しているものと承知してございます。 （環境安全担当課長） 燃料等の陸上輸送についてでございますが、原子力事業者は、原子炉等規制法に基づき、燃料等の輸送にあたりまして、運搬物については原子力規制委員会規則で、自動車等による運搬については国土交通省令で定める技術上の基準に従って、保安のために必要な措置を講じなければならないとされております。 その運搬に関する措置が技術上の基準に適合することに関し、運搬物については原子力規制委員会が、輸送方法については国土交通省が、それぞれ技術基準の適合性の確認を行うほか、輸送経路や日時については都道府県の公安委員会が災害防止のための指示を行うなど、関係機関が安全性の確保について確認を行うものと承知しております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（再質問） 柏崎刈羽の所在地であります新潟県の知事はですね、原発再稼働の可否を決める新規制基準の枠外に置かれている避難計画について、この欠陥を指摘したわけですね。つまり再稼働と避難計画に法的関係が不明確であると、道の見解を伺います。 じゃあ、それはもう IAEA の基準をクリアしているから担保されているということですね、今の答弁でいけば。北海道の原子力避難計画ですけれども、事故が起きた場合はバスで避難することになっているのですね。バス大丈夫かと、この間も聞いていますけれども、バス協会と協定を結んでいますから大丈夫ですと言っていますよね。バス協会の6つのバス会社のうち3つはですね、難しいと言ってるんですね。それはそうだと思いますよ。バスの運転手の方が、今、放射能を噴き出している所の近くまで行ってくれと、いくら防護服を着てもですね、それはちょっと行けませんとお断りするだろうというふうに思っていますけれども。そういうような状況であってですね、必ずしも避難基準がクリアされてるからといって、担保されてるのではなくて、それにそった様々なですね、作業といいますか、それは全部都道府県ないし市町村がやらなければならないということなんですよ。そうするとその関係、じゃあバスが用意できない。じゃあこの責任誰が取るんだ、いやいや現地でなんとかしてくれってことでしょ。法的に自治体との関係でいけば、何らそのことを担保するものはないわけですよ。ですから、何で原発事故があったのに市町村や都道府県がその責任を負わなきゃならないのということですよ。そこがやっぱりちょっと違うんじゃないかな。新潟県の泉田知事もそのことをやっぱり言っているわけですよ。それはまだ解決をしてないということでございます。 （六）核燃料の搬入について 北電は核燃料の搬入について、原発敷地から離れた場所に新しい港をつくって、陸上搬送を行う計画となっているわけです。規制委は原発運転に係る安全を審査する任務のはずですが、核燃料の搬入はまさしく規制委の審査事項だと私は思います。しかし規制委は関知しないと言っている。この陸上搬送の安全は誰が担保するのですか。	（原子力安全対策担当局長） 避難計画についてであります。規制委におきましては、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法を始めとする関係法令等に基づき、国、地方公共団体、原子力事業者等が実効的な避難計画等の策定や訓練を通じた検証等を行っており、こうしたことから第5の防護レベルにおいて求められる措置は担保されており、IAEA の安全基準に抵触するものではないとの見解を示しているものと承知してございます。 （環境安全担当課長） 燃料等の陸上輸送についてでございますが、原子力事業者は、原子炉等規制法に基づき、燃料等の輸送にあたりまして、運搬物については原子力規制委員会規則で、自動車等による運搬については国土交通省令で定める技術上の基準に従って、保安のために必要な措置を講じなければならないとされております。 その運搬に関する措置が技術上の基準に適合することに関し、運搬物については原子力規制委員会が、輸送方法については国土交通省が、それぞれ技術基準の適合性の確認を行うほか、輸送経路や日時については都道府県の公安委員会が災害防止のための指示を行うなど、関係機関が安全性の確保について確認を行うものと承知しております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（再質問） 柏崎刈羽の所在地であります新潟県の知事はですね、原発再稼働の可否を決める新規制基準の枠外に置かれている避難計画について、この欠陥を指摘したわけですね。つまり再稼働と避難計画に法的関係が不明確であると、道の見解を伺います。 じゃあ、それはもう IAEA の基準をクリアしているから担保されているということですね、今の答弁でいけば。北海道の原子力避難計画ですけれども、事故が起きた場合はバスで避難することになっているのですね。バス大丈夫かと、この間も聞いていますけれども、バス協会と協定を結んでいますから大丈夫ですと言っていますよね。バス協会の6つのバス会社のうち3つはですね、難しいと言ってるんですね。それはそうだと思いますよ。バスの運転手の方が、今、放射能を噴き出している所の近くまで行ってくれと、いくら防護服を着てもですね、それはちょっと行けませんとお断りするだろうというふうに思っていますけれども。そういうような状況であってですね、必ずしも避難基準がクリアされてるからといって、担保されてるのではなくて、それにそった様々なですね、作業といいますか、それは全部都道府県ないし市町村がやらなければならないということなんですよ。そうするとその関係、じゃあバスが用意できない。じゃあこの責任誰が取るんだ、いやいや現地でなんとかしてくれってことでしょ。法的に自治体との関係でいけば、何らそのことを担保するものはないわけですよ。ですから、何で原発事故があったのに市町村や都道府県がその責任を負わなきゃならないのということですよ。そこがやっぱりちょっと違うんじゃないかな。新潟県の泉田知事もそのことをやっぱり言っているわけですよ。それはまだ解決をしてないということでございます。 （六）核燃料の搬入について 北電は核燃料の搬入について、原発敷地から離れた場所に新しい港をつくって、陸上搬送を行う計画となっているわけです。規制委は原発運転に係る安全を審査する任務のはずですが、核燃料の搬入はまさしく規制委の審査事項だと私は思います。しかし規制委は関知しないと言っている。この陸上搬送の安全は誰が担保するのですか。	（原子力安全対策担当局長） 避難計画についてでございますが、規制委におきましては、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法を始めとする関係法令等に基づき、国、地方公共団体、原子力事業者等が実効的な避難計画等の策定や訓練を通じた検証等を行っており、こうしたことから第5の防護レベルにおいて求められる措置は担保されており、IAEA の安全基準に抵触するものではないとの見解を示しているものと承知してございます。 （環境安全担当課長） 燃料等の陸上輸送についてでございますが、原子力事業者は、原子炉等規制法に基づき、燃料等の輸送にあたりまして、運搬物については原子力規制委員会規則で、自動車等による運搬については国土交通省令で定める技術上の基準に従って、保安のために必要な措置を講じなければならないとされております。 その運搬に関する措置が技術上の基準に適合することに関し、運搬物については原子力規制委員会が、輸送方法については国土交通省が、それぞれ技術基準の適合性の確認を行うほか、輸送経路や日時については都道府県の公安委員会が災害防止のための指示を行うなど、関係機関が安全性の確保について確認を行うものと承知しております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（再質問） 陸上輸送は公安委員会の範疇に入ることですのでございますけれども、どのような法律をもとにした決定なのかお聞きしたいと思います。 （再々質問） 搬送中の事故やテロ、放射能漏れなどの場合、どのような対処計画をいつまでに作成するつもりなのかお聞きしたいと思います。これは当然、北電さんがつくることになるのでしょうか。 今そういうことで、道も関わってやっていますということなんですけれども、その内容を全く道民は分からないんですね。 ですから、もしそういうものが作られているのであれば、例えば委員会に提出するだとか、道民の皆さんにどうやってお伝えするかということも検討して頂きたいと思います。 （七）知事の言う安全について 知事は、道議会において、「原発は安全が第一」というふうに言っているわけですが、知事の描く「安全」というのは、具体的にはどういうことなのでしょう。これはもう知事に聞くのが一番いいのでしょうか。これは委員会ですから、部長がブレーンでありますから、答えていただけるかもしれませんが。 （再質問） 今のは、知事が言っている「安全が第一」という内容なのですか。それはもう規制委員会や、それから北電さんが言っている内容と何ら変わらないですね。知事の「安全第一」というのは、何か「これが無ければ」というものはあるのですか。まあ無いですね。どうなのですか。	（環境安全担当課長） お尋ねの件についてですが、原子炉等規制法に基づく核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令と承知しております。 （原子力安全対策担当局長） 核燃料等の陸上輸送中の事故に対する対応についてでございますが、こちらにつきましては、現在も地域防災計画におきまして、輸送中の対処について規定しているところでございます。 もちろんそこは道としてもいたしますし、事業者、それから国、これらが関連して対応することになってございます。 （環境安全担当課長） 原発の安全対策についてでございますが、原発の安全性の確保につきましては、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われており、原子力規制委員会におきましては、福島第一原発事故の教訓やテロ対策を含めた最新の技術的知見、IAEA等の国際機関の安全基準を含む海外の規制動向なども踏まえて策定された新規制基準に基づき、審査・確認を行うことが重要と考えております。 また、今後、新たに得られる知見につきましても、いわゆるバックフィット制度により、安全規制に取り入れることによって、継続的な安全向上が図られていくべきものと考えております。 さらに、事業者におきましても、基準への適合はもとより、様々なリスクを想定し、常に規制以上の安全レベルの達成に不断に取り組むことが必要であると考えております。 （環境安全担当課長） 原発の安全対策についてでございますが、原発の安全性の確保につきましては、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われており、規制委において、最新の知見を反映した新規制基準に基づき、審査・確認を行うことが重要と考えております。 また、バックフィット制度により、継続的な安全向上が図られていくべきと考えております。 事業者におきましても、基準への適合はもとより、常に規制以上の安全レベルの達成に不断に取り組むことが必要であると考えております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（再質問） 陸上輸送は公安委員会の範疇に入ることですのでございますけれども、どのような法律をもとにした決定なのかお聞きしたいと思います。 （再々質問） 搬送中の事故やテロ、放射能漏れなどの場合、どのような対処計画をいつまでに作成するつもりなのかお聞きしたいと思います。これは当然、北電さんがつくることになるのでしょうか。 今そういうことで、道も関わってやっていますということなんですけれども、その内容を全く道民は分からないんですね。 ですから、もしそういうものが作られているのであれば、例えば委員会に提出するだとか、道民の皆さんにどうやってお伝えするかということも検討して頂きたいと思います。 （七）知事の言う安全について 知事は、道議会において、「原発は安全が第一」というふうに言っているわけですが、知事の描く「安全」というのは、具体的にはどういうことなのでしょう。これはもう知事に聞くのが一番いいのでしょうか。これは委員会ですから、部長がプレーンでありますから、答えていただけるかもしれませんけれども。 （再質問） 今のは、知事が言っている「安全が第一」という内容なのですか。それはもう規制委員会や、それから北電さんが言っている内容と何ら変わらないですね。知事の「安全第一」というのは、何か「これが無ければ」というものはあるのですか。まあ無いですね。どうなのですか。	（環境安全担当課長） お尋ねの件についてですが、原子炉等規制法に基づく核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令と承知しております。 （原子力安全対策担当局長） 核燃料等の陸上輸送中の事故に対する対応についてでございますが、こちらにつきましては、現在も地域防災計画におきまして、輸送中の対処について規定しているところでございます。 もちろんそこは道としてもいたしますし、事業者、それから国、これらが関連して対応することになってございます。 （環境安全担当課長） 原発の安全対策についてでございますが、原発の安全性の確保につきましては、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われており、原子力規制委員会におきましては、福島第一原発事故の教訓やテロ対策を含めた最新の技術的知見、IAEA等の国際機関の安全基準を含む海外の規制動向なども踏まえて策定された新規制基準に基づき、審査・確認を行うことが重要と考えております。 また、今後、新たに得られる知見につきましても、いわゆるバックフィット制度により、安全規制に取り入れることによって、継続的な安全向上が図られていくべきものと考えております。 さらに、事業者におきましても、基準への適合はもとより、様々なリスクを想定し、常に規制以上の安全レベルの達成に不断に取り組むことが必要であると考えております。 （環境安全担当課長） 原発の安全対策についてでございますが、原発の安全性の確保につきましては、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われており、規制委において、最新の知見を反映した新規制基準に基づき、審査・確認を行うことが重要と考えております。 また、バックフィット制度により、継続的な安全向上が図られていくべきと考えております。 事業者におきましても、基準への適合はもとより、常に規制以上の安全レベルの達成に不断に取り組むことが必要であると考えております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
まあ、知事に聞かなければわからないというアドバイスもいただいたのですが、知事が判断するというのは先ほどの内容だけなのですかね。知事は政治家ですから、政治家としての判断をするだろうなというふうに思っているのです。パブリックコメントを出して、たとえここに知事がいらしても「予断を持ってお答えすることができません」との繰り返しなんですよね。だとすると、知事の本音が私は全くわかりません。そして、今ほど先ほど言ったように、もう規制委の基準はクリアしている。これからですね、パブリックコメントや報告書をあげて、経産省が知事や関係の市町村の首長に意向調査が入るわけですよ。そんなに時間が無いのです。だから今回こういう質問をしているのですが、安全に対する確たるものを知事は持っていないというわけですね。ちょっといかがなものかなという気がするわけですね。 （八）原発に関わる関係者の覚悟について これですね、やはり先ほど申し上げましたけれども、この世の中で一番危険なものを扱うというところなんです。ですから、そこをですね審査する規制委も、それから、それを運転管理する北電も、そして、そこに対して自治体も責任の一端の中に入ってしまったというわけです。そして、この３者の方々の事故に対する覚悟とは何なのですか。覚悟についてお聞きします。	（原子力安全対策担当局長） 原発の安全性についてでございますが、国においては、安全性の確保がエネルギー政策の大前提であり、特に原子力については、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げることが必要とし、また、福島第一原発事故について、国並びに事業者が「安全神話」に陥り、悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省するとともに、その教訓を踏まえ、このような事故を二度と起こさないよう、弛まぬ努力を続けることが必要としているところでございます。 原発の安全性の確保につきましては、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的枠組みの中で行われているところでございまして、原発の安全の追求には終わりが無いとの認識のもと、原子力規制委員会には、今後、新たに得られる知見についても、いわゆるバックフィット制度により、継続的な安全向上を図って頂くとともに、北海道電力におきましては、様々なリスクを想定し、規制以上の安全レベルの達成を目指すなど、保安体制の充実に向け、不断に取り組んで頂くことが重要と考えてございます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
まあ、知事に聞かなければわからないというアドバイスもいただいたのですけれども、知事が判断するというのは先ほどの内容だけなのですかね。知事は政治家ですから、政治家としての判断をするだろうなというふうに思っているのです。パブリックコメントを出して、たとえここに知事がいらしても「予断を持ってお答えすることができません」との繰り返しなんですよね。だとすると、知事の本音が私は全くわかりません。そして、今ほど先ほど言ったように、もう規制委の基準はクリアしている。これからですね、パブリックコメントや報告書をあげて、経産省が知事や関係の市町村の首長に意向調査が入るわけですよ。そんなに時間が無いのです。だから今回こういう質問をしているのですけれども、安全に対する確たるものを知事は持っていないというわけですね。ちょっといかがなものかなという気がするわけですね。 （八）原発に関わる関係者の覚悟について これですね、やはり先ほど申し上げましたけれども、この世の中で一番危険なものを扱うというところなんです。ですから、そこをですね審査する規制委も、それから、それを運転管理する北電も、そして、そこに対して自治体も責任の一端の中に入ってしまったというわけです。そして、この３者の方々の事故に対する覚悟とは何なのですか。覚悟についてお聞きします。	（原子力安全対策担当局長） 原発の安全性についてでございますが、国においては、安全性の確保がエネルギー政策の大前提であり、特に原子力については、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げることが必要とし、また、福島第一原発事故について、国並びに事業者が「安全神話」に陥り、悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省するとともに、その教訓を踏まえ、このような事故を二度と起こさないよう、弛まぬ努力を続けることが必要としているところでございます。 原発の安全性の確保につきましては、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的枠組みの中で行われているところでございまして、原発の安全の追求には終わりが無いとの認識のもと、原子力規制委員会には、今後、新たに得られる知見についても、いわゆるバックフィット制度により、継続的な安全向上を図って頂くとともに、北海道電力におきましては、様々なリスクを想定し、規制以上の安全レベルの達成を目指すなど、保安体制の充実に向け、不断に取り組んで頂くことが重要と考えてございます。
質 問 要 旨	答 弁 要 旨

（再質問）

バックフィットの話もされましたけれども、これまで再稼働した原発に規制がバックフィットで入ったというのは聞いたことが無いのですね。ちょっとエラーがあったりということで規制委が入ることはあるけれども、新しい規制基準にのっとってバックフィットで入ってきたということは、まず聞いたことが無い。

覚悟というのは、どんな事態になっても心の準備が出来ている。これが覚悟なのです。この覚悟無しで、一番危ない核を扱うということにはならんだろうというふうに思うのです。言葉だけのやりとりではなくて、気持ちとして、覚悟を持っているのだということが無ければ、触れるべきものではないというふうに思います。

原発は、一度事故があれば多くの犠牲者を生みます。自然環境の大規模破壊を誘発し、放射能によって長時間の影響をもたらすわけであります。100%の安全以上に、150%の安全や、完全なる安全が無い限り、これに手を染めるべきでは無いだろうというふうに思います。現実には、原発が休止していても、代替のエネルギーがその役割をいま果たしています。さらに、再生可能エネルギーの技術は格段の進歩、これは現実のものとなっています。道の見解についてお聞きします。

経産省から意向調査が入ったときにどうお答えになるかは別にしながらも、もう既にですね、規制庁とそれから事業者だけではなくて、原発立地県としての知事としての判断も求められて、その判断によって、その同じお皿の中に入ってしまうのです。皆さん、そのことをきちっと受け止めておかなければいけないということになるのです。

（原子力安全対策担当局長）

原発の安全性についてでございますが、道といたしましては、原発の安全性の確保につきましては、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的枠組みの中で行われているところであり、原発の安全の追求には終わりが無いとの認識のもと、規制委には、今後、新たに得られる知見についても、バックフィット制度により、継続的な安全向上を図って頂くとともに、北電においては、様々なリスクを想定し、規制以上の安全レベルの達成を目指すなど、保安体制の充実に向け、不断に取り組んで頂くことが重要と考えてございます。

発 言 要 旨	答 弁 要 旨
（九）泊原発の「L1」について 経産省から、意向調査が入ったときにどうお答えになるかは別にしながらも、もうすでにですね、規制庁と、それから事業者だけではなく、原発立地県の知事としての判断を求められている。その判断によって、同じお盆の中、お皿の中に入ってしまう。そのことをですね、きちっと受け止めておかなければいけないということになるんですね。 ちょっと視点変えますけれども、この使用済み核燃料サイクルが将来可能となったというふうに仮に仮定をした場合ですね、高レベル放射性廃棄物の最終処分場はいま、文献調査が終わったという状況になっていますけれども、今後ですね、今の泊原発が、耐用年数を過ぎて廃炉になっていったときにですね、低レベル放射性廃棄物が出てくるんですね、数万トンにも及ぶ。この、廃棄もしなければならない。この処分についてはですね、全く手がついていない。浜岡原発はですね、廃炉になって、取り壊しが始まってですね、その行先も全く決まっていない。低レベル放射性廃棄物のことをL1といいますけれども、このL1の処分場についてのお考えをお聞きたい。 （再質問） 北電においてもですね、認識していると主張している。認識だけでは困るんですね。高レベル放射性廃棄物の最終処分にしてもですね、文献調査、さらには概要調査、それから精密調査、そして工事に入っていくと。30年近く時間がかかるんですね。今からL1についてもですね検討していかなければならない話になっているのですけれども、その内容について、道の方ではお聞きになっていますか。 高レベル放射性廃棄物はですね、深地層に埋めていくと、500メートルですね。この低レベルはですね、何十メートルか100メートル程度、量が莫大な量になるんですね。半端でない。それとこちらがですね、薄くなっていくのがですね、これも結構な時間がかかるんです。何百年もかかる、ということなんですよ。で、それをどういうふうに扱うか。北電は、北海道に埋めようと思っているんですよ。これ、全国にある原発、これを解体処分すると、どこにそれを持っていくんだっていうことになってくるわけですね。ですから、今から、少なくともですね、北電はこのことについても検討を始めていかなければならないと思っております。道もそこにはきちんと関わっていかなければならない、というふうに思います。よろしくお願ひしたいというふうに思っております。	（エネルギー政策担当課長） 低レベル放射性廃棄物についてであります、高レベル放射性廃棄物以外の放射性廃棄物を「低レベル放射性廃棄物」と呼びまして、例えば、原子力発電所の運転に伴い発生する制御棒や炉内構造物などが含まれます。 この低レベル放射性廃棄物の処分につきましては、国のエネルギー基本計画におきまして、発生者責任の原則のもと、原子力事業者等が着実に進めるということを基本としておりまして、北電におきまして、そのように認識していると、承知をしております。道といたしましては、国の規制に基づきまして、事業者において適切に対応すべきものと考えております。 （エネルギー政策担当課長） 低レベル放射性廃棄物についてでございますが、この処分につきましては、国のエネルギー基本計画におきましても、「発生者責任の原則のもと、原子力事業者等が着実に進める」ということが基本とされていることから、北電におきましても、こういった問題につきまして、適切に対応していくべきものと考えております。

発 言 要 旨	答 弁 要 旨
(十) 地球環境市民会議報告について 先般、新聞報道ですすね、認定NPO法人地球環境市民会議、CASAが、原発なしで北海道で脱炭素は可能とするという報告書をまとめました。この報告書では、政府の審議会議論を参考に、DC、データセンターですすね、データセンターや半導体製造など産業の成長が続くと想定して年率5パーセント、情報サービス業が年率11パーセントから23パーセント拡大する想定、その上で、送電網の整備を行えば35年の再生可能エネルギーの発電量は22年の約4倍にあたる8,000億キロワットアワー、50年にはさらにその倍の1兆6,000億キロワットアワーまで増やせ、さらに既存技術に基づく住宅の断熱や省エネ性能の高いエアコンの普及で、原発や火発を段階的に全廃しても必要な電力が賄えるという結論を導き出しました。植林などによるCO2吸収もすれば、掲げられた政府目標はクリアできると。このNPO法人の研究グループに参加している北海学園大学の上園教授は、原発は事故時にリスクが大きく、トラブルがあれば運転を停止しなければならない不安定さがあると指摘しています。今回の試算について、化石燃料の輸入を大幅に減らせる上、既存の技術しか使わないので、地域の中小企業でも普及拡大事業を請け負える利点を強調しております。近く政府にこの報告書を提出するということでもありますけれども、この報告書について、道が進める方向と一致しているかどうか伺いをします。 承知していないのですすね。 そうしたらですすね、内容がわかったら、また見解をお聞きますので、その準備だけはしておいていただきたいというふうに思います。	(エネルギー政策担当課長) NPO法人の報告書についてでありますすす、先般、認定NPO法人地球環境市民会議が、原発なしで国内の脱炭素は可能とする報告書をとりまとめ、近く政府に提出すると報道があったことにつきましては承知をしておりますが、報告書の内容など、詳細については把握をしていないところでございます。 なお、道といたしましては、暮らしと経済の基盤でありますエネルギーについては、安全性を前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点としつつ、社会経済の変化にも柔軟に対応できるよう、多様な構成とすることが重要と考えているところでございます。

（十一）道議会議論について 知事は再稼働の判断について、道議会の議論を重視するというお考えのようでございますけれども、そのために、経済部として、今後どのような議論の場を描いておられるのかお聞きします。	（経済部長） 原発の再稼働についてでございますが、原発は安全性が確保されることが大前提であり、再稼働につきましては、規制委員会において、引き続き、最新の知見を反映した基準に基づく審査・確認を行っていただくことが重要と考えております。 なお、泊発電所につきましては、規制委員会における審査が最終段階に入ったものと受け止めておりますが、審査は継続中であり、再稼働に関しまして、予断をもって申し上げる状況にはございません。泊発電所に関し、今後、具体的な内容が示された場合には、道議会の本会議や委員会でのご議論などを踏まえ、適切に対応してまいります。
発 言 要 旨	答 弁 要 旨
これは、具体的な内容が示された場合というのは、意向調査を行った後なんですか、行う前になるんですか。当然、議会議論を重視したいというのであれば、その前に行われるはずであります。道議会の本会議ではですね、知事に質問をして答弁が返ってくるということです。議会議論ではないですね。質問と答弁ということですね。委員会もそうですね。委員会もですね、委員が聞いて皆さん達がお答えをすると。これは質疑ですからね。議論ではないですね。議論というのは、例えば、この場におられる方々で、原発に非常に積極的に追求するべきだという方もいらっしゃいますし、私共のように、原発はやっぱり危険だからやめた方がいいんじゃないかという方もいらっしゃる。それは当委員会の最初の時にですね、私は委員長の方にもお願いしたというふうに思いますけれども、委員同士のディベートが出来ないんでしょうかと、そうお取りはからいをよろしく願いたいと。まさしくそれが協議だと思うんですけども、今2年経ってますけれども、協議が理事会でされたのかもわかっておりません。この問題は、北海道を二分するものなんですよ。過去にですね、私も所属しておりましたけれども、支庁制度改革の特別委員会がありました。この時にはですね、様々な議論を行いました。当時はですね、道州制の要でしたから、当時の委員会の進め方はですね、様々な知見者の方々を呼んでそこでいつまでも意見交換をしてということも行われてまいりました。しかし今回はですね、議会議論といってもせいぜい、今、私達がやっているようなそんな状況ではないかなというふうに思っております。委員会も、もう数少なくなりました。次は6月委員会で終わりかもしれませんけれども、この委員会は続いていくわけですよ。メンバーが変わっても続いていくということになるわけでございますけれども、本来であればですね、山中委員長に来ていただく	

とか、齋藤社長に来ていただくとか、今でも活断層について疑義を持っておられる北大の小野教授にも来てもらうだとか、原子力資料情報室に来てもらうとか、さまざまなことがあって、そしてですね、議会としての議論を進めていくというのが本来ではないですか。あの当時の支庁制度改革の時はですね、反対する方々が幟の旗を立てて、この庁舎を囲んでしまったんですね。そのくらいの、当時はですね、賛否があった。今回もですね、道民を含む多くの方々が、先ほど言ったように二つの意見があるというふうに思っていますけれども、これはですね、議会議論という、単純に先ほど言った答弁ではなくて、きちんとですね、議会議論ができる場を作るべきだというふうに思いますので、ここは当然、皆さん達だけでなく、委員長のほうもですね、ぜひそういうことができるような、それで結論が導いていけるような委員会運営をひとつよろしく願っています。	
発 言 要 旨	答 弁 要 旨
（十二）地域の意見について 安全協定を結ぶ4町村以外に、安全確認協定を結んでいる後志管内の町村の意見は、道としてどのように集約するのかお聞きします。 これはですね、国が決めるべきことだと知事は言っていますが、知事の考えで決められることなんですね。だから安全協定を結んでいる4自治体と安全確認協定を結んでいる残りの自治体、ここにもきちんと説明しなければならないんですけども、意見はどのように集約されているのかというのは全く答えられていない。知事も逃げている。国がやるべきだと逃げている。逃げるべき問題ではない。知事が少なくとも後志管内の皆様全てを、だってこれは安全確認協定を結んでいるわけですから、その方々の意見を聴くべきですし、当然、事故が起きて北西の風が来ればそのブルームは札幌にも及ぶということになるわけです。同意の範囲は別にしながらも、先ほど言ったように、全道にその間二次的な被害が被るということですから、多	（エネルギー政策担当課長） 地域の意見についてであります。安全確認協定は、泊発電所周辺におけます地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図ることを目的としまして、道、後志管内16市町村及び北電により、平成25年1月に締結したものでございます。 また、国は、エネルギー基本計画におきまして、原発の再稼働を進める際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組むとしているところでございます。 道といたしましては、再稼働に関する地元同意の範囲につきましては、さまざまなご意見があるものと承知をしておりますが、関係自治体の範囲も含め、具体的な手続きにつきましては、国が明確にすべきと考えており、これまで、原子力発電関係団体協議会を通じて、国に求めてきたところでございます。

く意見を聴くということは知事が決めるということでございますから、是非、知事にきっちりとアドバイスしていただきたいというふうに思います。

（十三）道民の意見について

道内の世論調査では、約４割の道民が再稼働に反対だということでございますけれども、道として賛成反対を決める道民の意見はどのように集約し、再稼働を判断するのか伺います。

（資源エネルギー局長）

道民のご意見の把握についてでございますが、道では、原発については、さまざまなご意見があると承知しており、再稼働につきましても、経済団体や市民団体の方々などからこれまでさまざまなご意見やご要望をいただいているところでございます。

また、国のエネルギー基本計画におきまして、原子力の活用にあたっては、安全性の確保が大前提であり、安全性に関する懸念の声があることを真摯に受け止め、国は前面に立って責務を果たしていくことと承知しており、原発の安全性や必要性につきましても、国が責任を持って、ていねいな説明を行い、国民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要と考えております。

泊発電所につきましては、規制委員会における審査が最終段階に入ったものと受け止めておりますが、審査は継続中であり、再稼働に関して、予断をもって申し上げる状況にはございません。

発言要旨

答弁要旨

今のお答えでございますけれども、全部、全て、みんながみんなではないですね。北海道のガバナーとしての知事のその対処は、どこに現れてくるのですかね。知事が決めれば、その当該の自治体になれるわけですね。

ですから、そういうことはきちっとやっていただかないと、不安ばかりあって、何にも解消できないことでございます。

（十四）北電の値下げについて

それと最後にございますけれど、北電は３号炉が再稼働した場合、電気料金を値下げするという話をしておりますけれども、新聞報道によると、これまで再稼働後に電気料金を値下げした道外の電気事業者の場合、関西電力が３．５パーセント、九州電力は１．１パーセント、非常に小幅、小幅な値下げでございます。これはもう大きく期待を裏切ったのだらうと思います。北電はこの間、家庭向けの電気料金を１３年に７．７３パーセント、１５年に１５．３３パーセント、２３年に２３．２２パーセント値上げしています。つまり、１３年に７．７３パーセント上げた値段にさらに、それに対して１５．３３パーセント上乗せしてさらに、その値段に関わって２３．２２パーセント値上げしているわけですね。従って、こちらに対して５０パーセント以上、５０パーセント以上では

（資源エネルギー局長）

電気料金についてであります。北電の電気料金は、全国的にも高い水準であり、道民生活や道内経済に大きな影響を与えている中、北電は、泊発電所の再稼働に伴う電気料金の値下げについて、一定の前提のもとで試算し、２０２５年中に示すことができるよう検討を進めているものと認識しております。

電気料金につきましては、道民の皆様の関心も高く、値下げの考えにつきましては、北電が道民に対し丁寧に説明していくことが重要と考えておまして、引き続き、北電の動向を注視してまいります。

済まないですよ、先ほど言ったように。当初から考えていけば、企業向けも、13年に11パーセント、15年に20.32パーセント値上げをいたしました。これはもう30パーセント弱。原発を再稼働してもいいのではないかとされている方は、ほぼほぼ原発を再稼働すれば電気料金が下がるというふうに期待をしているのです。電気料金の値上げは大幅な値上げです。値下げは小幅な値下げ。これは私達が色々なところで聞いたお話しをお聞きますと、当然原発が稼働した時の状況に戻るだろう電気料金はというふうに思い描いている方がいらっしゃいます。これは水産業の方々も、電気料金はできるだけ変えるな。なんとか下げてくれ、原発を稼働している頃に戻すべきだ。だったら再稼働してもいいと俺たち思っているよ。従って、先ほど言ったように、弱い方々が働きかけてくれていますけども、この方々の多くはこの値段に一喜一憂しながら考えているということなのではないかと思っておりますけど、道の見解をお聞きしたいと思います。

発 言 要 旨

この間、休止している原発を維持していくために、そして安全対策のために、全部合わせれば1兆円近くこれに割いているわけですよ。ですから、これは値下げをすることも私は小幅な値下げになるのではないかと思います。25年中に、考え方は出すと言っていますが、北電さんは道民の期待に添うような値段を出してこないと言っていると道民を裏切ることになってしまうと思います。この間、今、色々議論しました。何でこんなに時間がかかって議論するかというと、安全に対して誰も責任をとらないからですよ。今回の議論で私たちの不安は何も解消されていない。それを今、これから稼働するかどうかとなってくるわけです。何かあったらどうするのか。この責任の所在も明らかではない。そのような中で原発を稼働させる。余計不安が募ってくるわけです。これから知事が判断するまではまだ幾ばくの時間はありますので、ぜひこれから明確なお考えをお示しいただくことをご期待申し上げながら私の質問は終わります。

答 弁 要 旨

--	--

(了)